

## **[事案 2020-278] 入院給付金支払請求**

・令和3年5月10日 和解成立

### **<事案の概要>**

入院給付金請求に関する保険会社からの事実確認に応じなかった結果、支払可否についての回答が保留となっていることを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

火災による事故で気道を熱傷し入院したため、令和2年3月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、保険会社から受診経緯等について事実確認がなされ、それに応じなかった結果、給付金がいまだ支払われていないが、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 火災証明書等から、火災による事故および入院の客観的事実が明らかであるにもかかわらず、保険会社が更に事実確認を行うことに合理性が認められない。
- (2) 保険金詐欺を疑われていることに憤りを覚える。

### **<保険会社の主張>**

申立人の主張を認め、入院給付金の支払いに応じる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。